

平成30年2月8日

アウガ問題調査特別委員会会議概要

委員長 丸野達夫

副委員長 山脇智

1 開催日時 平成30年2月8日（木曜日）午前9時59分～午前10時56分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 案 件

- 1 これまで提出された記録等について
- 2 調査結果について
- 3 その他

○出席委員

委員長	丸野達夫	委員	藤原浩平
副委員長	山脇智	委員	仲谷良子
委員	中村美津緒	委員	秋村光男
委員	木戸喜美男	委員	赤木長義
委員	小豆畑緑		

○欠席委員

委員 長谷川章悦

○説明のため出席した者の職氏名

経済部長	堀内隆博	経済政策課長	工藤健志
経済部次長	横内信満	関係職員等	

○事務局出席職員氏名

議会事務局長	木浪龍太	議事調査課主査	山内克昌
議事調査課長	齋藤賢剛	議事調査課主査	柴田聡
議事調査課副参事	横内英雄	議事調査課主査	花田昌
議事調査課主査	石澤貴志	議事調査課主事	高木涉

○丸野達夫委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。

出欠の確認をいたします。長谷川章悦委員が所用のため欠席とのことでもあります。

本日は、お手元に配付の案件表に従い会議を進めてまいります。

ただいま、報道機関より委員会の頭撮りをしたいとの申し出がありました。これについて許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 どうぞ、規制線を越えてもかまいませんので。

〔報道関係者、規制線内に移動〕

○丸野達夫委員長 案件に入る前に、配付資料について事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まずは、調査結果（委員長案）。

次に、調査結果（委員長案）に対する意見。

そして、委員会の所見（委員長案）。

いずれも委員のみの配付となっておりますが、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 ただいまの説明のとおり、3点、お手元に配付されていますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、そろそろ規制線にお戻りください。

〔報道関係者、撮影後規制線内に戻る〕

○丸野達夫委員長 案件に入ります。

案件の1「これまで提出された記録等について」を議題といたします。

これまで提出された記録等について、質疑を行います。

中村委員。

○中村美津緒委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）本日は、経済部に質疑をさせていただきたいと思ひまして、全部で14問の質疑を用意させていただきました。これまでの調査結果及び証人尋問による証言から、どこまで市側が把握していたのか、また、市側がどのように把握、関与していたのかということをお尋ねいたしたいと思ひますので、御協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、早速ですが質疑させていただきたいと思ひます。

これまで、株式会社BSMのモニタリング資料を検閲させていただきました。そのことについて、数点お尋ねいたしたいと思ひます。

B S Mモニタリングの資料については、2点質疑させていただきます。

まず、最初の質疑です。平成21年3月31日から株式会社B S Mにアウガの経営状況のモニタリング業務を委託しておりましたが、なぜそのような経緯になったのか、委託した経緯をお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 平成21年3月から株式会社B S Mにモニタリング業務を委託した経緯についての御質疑でありました。

市が平成20年2月と5月に複数の金融機関から青森駅前再開発ビル株式会社の債権約23億3000万円を取得したことに伴い、保有する債権の保全を図るため同社の経営を監視する必要があったことから、同社の経営状況を把握するために、平成21年1月に株式会社B S Mと委託契約をしたものであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ただいまの御答弁で、保有する債権の保全という言葉が出ましたが、確認ですが、債権者として市から株式会社B S Mに依頼をしたということで間違いはないですね。

○丸野達夫委員長 経済部長。

○堀内隆博経済部長 市がB S Mと委託契約を結んでおります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 はい、ありがとうございました。

続きまして、同じB S Mのモニタリング資料についてお尋ねいたします。

B S Mのモニタリング資料であります。経済部におきまして、どこまでの役職者がどのように活用して、当時の市長――これまで佐々木元市長、鹿内前市長といらっしゃいましたが、どのように報告していたのかをお示ください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 モニタリング資料の当時の扱いについての御質疑であります。私も当時、今の部局におりませんでしたので、当時の複数の市の担当者に聞き取りいたしております。株式会社B S Mのモニタリング実施結果報告書につきましては、市の担当課において把握し、必要に応じて上司まで報告した上で、青森駅前再開発ビル株式会社の経営計画の達成状況の把握など、経営状況の監視に活用していたほか、同社に対する支援策の検討や市議会への同社の経営状況を報告する際の参考資料として活用していたとのことであります。

また、市長への報告についてであります。モニタリング実施結果報告書

そのものは、その都度渡して報告ということはしてはいないものの、市長と経済部が同社の経営状況を踏まえた支援策等について検討する際など、当該報告書の内容に応じて報告していたということでもあります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 はい、ありがとうございました。

上司まで報告したということと、市としては、モニタリングの実施結果報告書そのものは、その都度報告していなかったということと渡してはいなかったということですが、そこでちょっとお尋ねいたしますが、直接そのモニタリング資料を市長にお渡しをして――ごらんになってくださいというように渡したことはないということでしょうか。

○丸野達夫委員長 経済部長。

○堀内隆博経済部長 今回の聞き取りでは、全く渡したことがない、一冊も渡したことがないかというところまで確認はしておりませんが、通常は、報告書そのものを渡すのではなく、その内容に基づいて市長に報告あるいは協議していたと伺っております。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 はい、わかりました。報告していたということがまずわかりました。

続きまして、平成 21 年 12 月 16 日に、こちらの『信頼されるアウガ』を目指して」というビル会社が作成した再生計画の中に、こちらは市側も持っていると思うんですが、4 ページに「経常利益がマイナスとなり」――皆さんには、ちょっとお手元に資料がないので大変申しわけございませんが、4 ページに「経常利益がマイナスとなり、債務超過寸前の状態」と記載されております。恐らく、これはクリスマス議会の前にも先輩議員の皆様にはお手元に資料が配付されて、これをもとにクリスマス議会で 2 億円の融資が話されたと思うんですが、「経常利益がマイナスとなり、債務超過寸前の状態」というキーワード、単語があります。そして、平成 21 年 7 月 31 日の B S M のモニタリング資料であります。具体的には 22 ページの「月次業績に基づく財務分析」の中で、「売上高純利益率が赤字であるのに自己資本純利益率がプラスを示しているのは既に 3 月の段階から債務超過である事を示している」と示されておりました。さらに、平成 21 年 9 月 30 日の B S M のモニタリング資料でも同じく、具体的には 20 ページの「月次業績に基づく財務分析」の中でも、「売上高純利益率がプラスであるのに自己資本純利益率がマイナスを示しているのは既に前半期より債務超過である事を示している」ということで、債務超過という単語が幾度となく出てきます。

もう既に債務超過であったことは、これは明確であるのですが、経済部と

して、ビル会社とこのB S Mのモニタリング資料を共有していなかったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 B S Mのモニタリング資料についてビル会社と共有していたのかどうかという御質疑であります。

これも、当時の複数の市の担当者に聞き取りいたしました。市は青森駅前再開発ビル株式会社に対し、株式会社B S Mのモニタリング実施結果報告書そのものは提供しておりませんでした。モニタリング調査結果も踏まえながら同社に対して経営指導などを行っていたことから、当該資料の情報については、実質的に共有されていたというように聞いております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 このモニタリング資料を実質的にも共有されていたというお話でありましたが、共有したのであれば、なぜ青森駅前再開発ビル株式会社が、この再生計画に関して債務超過寸前という、債務超過が懸念という言葉が何度か出てくるのがちょっと疑問に残るものがあるのですが、続きまして、同じ流れの質疑をさせていただきたいと思います。

平成 21 年第 2 回臨時会であります。これがクリスマス議会です。「今回の支援でございますが、同社の現在の資金繰りに対処することと、債務超過の危機を回避しつつ経営状況を回復基調に転換させていくために当面必要な対策でございます」というように市側は答弁していて、平成 21 年 7 月 31 日のこれも B S Mのモニタリング資料、具体的には、先ほど申し上げました 22 ページですが、同じく、何度となく債務超過であることを示しています。既に債務超過であったのにもかかわらず、これは、経済部として債務超過であったということをこの段階では認識していたかどうか、お示してください。

○丸野達夫委員長 経済部長。

○堀内隆博経済部長 当時の経済部で、ビル会社が債務超過であったということを知っていたかという御質疑であります。これも当時の複数の担当者に聞き取りいたしました。市は、株式会社B S Mのモニタリング実施結果報告書により、期中において債務超過の状態になっていたことは把握していたものの、青森駅前再開発ビル株式会社の期末決算はまだ確定しておらず、期中の経営努力等によって経営状態の改善が図られた場合、期末決算で債務超過になるとは限らないことから、期中の状態をもって債務超過とは言えないものと認識していたと聞いております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 期末決算ではまずわからないので、債務超過とは言えな

いという認識だったということの御答弁をいただきましたが、同じく、次の質疑です。

平成 21 年第 2 回臨時会で、これは奈良岡議員の質疑でしたが、ここで、モニタリング会社という単語が初めて出るんですね。モニタリング会社による経営状況評価はどうなっているのですかという質疑に対して、市側の答弁は、5 つの指摘事項を答弁しておりました。その 5 つの答弁の中で、経理状況、財務分析にも触れているんですが、モニタリングの資料の中で再三、債務超過であるということ、そして債務超過が増大しているということが記載されているにもかかわらず、その段階では債務超過ということには一切触れていないのですが、これはなぜだったのか、御答弁をお願いいたします。

○丸野達夫委員長 経済部長。

○堀内隆博経済部長 議会での質疑に対して、債務超過について触れていなかったのはなぜかという御質疑であります。これも先ほどの答弁と一緒にありますが、複数の市の担当者に聞き取った結果といたしまして、市は、株式会社 B S M のモニタリング実施結果報告書により、期中に債務超過の状態となっていることは把握していたものの、青森駅前再開発ビル株式会社の期末決算については確定しておらず、期中の経営努力等によって経営改善が図られた場合、期末決算で債務超過となるとは限らないことから、期中の状態をもって債務超過とは言えないと認識していたとのことであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 はい、ありがとうございます。

ここで、ちょっと大事なところの確認をさせてください。この平成 21 年第 2 回臨時会の際は、あくまでも決算の期中であります。それでは、この当時、期中の段階では債務超過であるということをして市としては把握していたという御答弁でしたが、期中では債務超過であるということも市としては把握していたということよろしいですね。

○丸野達夫委員長 経済部長。

○堀内隆博経済部長 期中において債務超過であったということは把握していたと聞いております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 はい、ありがとうございました。

続きまして、平成 21 年 12 月 16 日の段階で、ビル会社は、先ほども期中で債務超過であったということがわかりましたが、当時の市長への報告はあったのでしょうか。

○丸野達夫委員長 経済部長。

○堀内隆博経済部長 平成 21 年 12 月 16 日の段階でビル会社が債務超過であったが、市長への報告はしていたかという御質疑であります。

これも当時の複数の市の担当者に聞き取りいたしましたところ、明確な記憶ではないものの、市長に対しては、株式会社BSMのモニタリング実施結果報告書そのものは見せていないものの、当該資料の報告内容を踏まえながら、青森駅前再開発ビル株式会社の当時の経営状況について、期中で債務超過の状態となっており、このままでは期末決算で債務超過となる旨を報告していたとのことであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 はい、ありがとうございました。

期末決算で債務超過となるかもしれないという旨を報告していたということがわかりました。ありがとうございます。

続きまして、同じく平成 21 年第 2 回臨時会であります。この時、2 億円の融資をいたします。いろんな議論がされましたが、この 2 億円の内訳についても何度か出てきておりました。「この用途につきましては、同社の今期、平成 22 年 2 月末で不足が見込まれます資金 9000 万円と、会社がテナントから売上預かり金を運用しなくても経営ができるような経営体質にするために必要な資金 1 億 1000 万円に充てるものでございます」という御答弁をしておりました。そうしますと、ビル会社と青森市は契約を交わしたと思うのですが、この資金の用途については、盛り込んでいたような契約書を交わしていたものでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長

○堀内隆博経済部長 平成 21 年第 2 回臨時会で 2 億円の融資の用途について答弁しているけれども、その用途について契約を交わしていたかという御質疑であります。

平成 21 年度に市が青森駅前再開発ビル株式会社への 2 億円の貸し付けに当たって締結した金銭消費貸借兼抵当権設定契約書を確認いたしましたが、この契約書には用途に関する定めはありませんでした。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 資金の用途の定めがなかったということが、ちょっと残念な結果だと思うんですが、続いての質疑はちょっと変わるんですけども、平成 24 年 2 月 23 日に東北経済産業局へ、平成 24 年度戦略的中心市街地商業活性化支援事業公募申請書というものをビル会社は公募申請しておりました。当時の経済部長は、この公募申請に当たりどのようなかわりをしていたのか、お示しく下さい。

○丸野達夫委員長 経済部長。

○堀内隆博経済部長 当時の経済部長の公募申請へのかかわりの質疑であります。これにつきましては、当時の経済部長にお伺いいたしました。事業の立案や公募に当たって主体的にかかわった記憶はないが、経済部長が委員として参画している青森市中心市街地活性化協議会において、当該事業を第2期青森市中心市街地活性化基本計画の主要な事業の一つとして位置づけることについて議論したことは記憶しているとのことでありました。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 はい、わかりました。

当時の、たしかその協議会があったというようなことは今までの答弁でもいただきましたので、その部分として議論に参加したということが今の答弁でわかりました。ありがとうございます。

続きましての質疑は、これまで証言者に何度か質問してきたんですが、平成24年3月21日に、当時のビル会社の職員が東京の経済産業省へプレゼンに行ったという事実、証言をいただいているわけですが、当時の経済部長は、このビル会社の職員と、一緒とは限らなくても、プレゼンと一緒に同行して参加したという事実はあったかどうか、お尋ねしたいと思います。

○丸野達夫委員長 経済部長。

○堀内隆博経済部長 平成24年3月21日の経済産業省のプレゼンの件ですけれども、私どもに旅行命令簿が残っておりますので、これを確認いたしました。平成24年3月21日に経済部長が経済産業省に出張した記録は確認できませんでした。また、これについても当時の経済部長に確認いたしましたが、その日に経済産業省を訪問した記憶はないということでありました。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

続いての質疑は、これまでの市議会でのやりとり、答弁と、そして今回のアウガ問題調査特別委員会でのやりとりの中で、疑問に残っていることをちょっとお尋ねいたしたいと思います。

平成23年ですか、ビル会社に複数名が入社いたしました。その経緯について、いろんな話のつじつまが合わないことから、ちょっとお尋ねしたいのですが、平成23年第3回定例会で、当時の経済部長が「社長とお話をしたところ、社長からは、いわゆる3人採用プラス無報酬で採用した4人については事実であるということでございます」というように、採用したそのやりとりを答弁しておりました。これは、経済部として、ビル会社が人材の公募から雇用に至るまでの経緯——これは市長といろいろやりとりをしていたそうで

すが、その経緯はどのように社長から聞いていたのか、お尋ねいたします。

○丸野達夫委員長 経済部長。

○堀内隆博経済部長 職員の採用についての御質疑であります。これも当時の複数の市の担当者に聞き取りいたしました。平成23年第3回定例会で答弁したとおり、市では、青森駅前再開発ビル株式会社から、平成23年7月に4人を採用し、取締役会にも報告した旨を職員の採用後に確認したところですが、同社が人材を募集する意向であることは伺っていたものの、事前に公募方法などの詳細な報告はなかったと記憶しているとのことであり

ます。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 はい、わかりました。

事前にその公募の方法などは、市側としては詳細の報告はなかったというお話をいただきました。ありがとうございました。

続きまして、ビル会社元社長の野呂和生氏に文書による質問をいたしました。その回答の中で、ちょっと不自然なところがありしたので、これは市側も関連性があることからお尋ねいたしたいと思えます。

その質問の回答には、万が一この一—今、百条委員会でいろいろ議論してきました。この補助が不成立になった場合でも、ビル会社で負担して行うと考えていたという回答をいただきました。そうすると、もし補助事業が得られなかった場合は、全てビル会社で事業費を賄うという表現でありましたが、そうなれば、市側としてもこれは協議が必要だったと思うんです。経済部として、これはビル会社と協議した一—もし不成立であった場合、ビル会社で全部負担しますというように協議した事実はあるのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長の野呂和生氏が、補助が不成立の場合でも会社負担で行うとしていたとの回答をしたということですが、これも当時の複数の市の担当者に聞き取りし、また、現在残っている書類等を確認いたしました。市と青森駅前再開発ビル株式会社との間で、この件に関して協議した事実は確認できませんでした。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 はい、ありがとうございます。

では、質疑はあと3つです。

平成25年3月28日に本市へ提出された青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書ですが、ずっとこの中身について議論してきました。経済部の職員が、ビル会社の職員で証言者でもあった福島政樹氏と一緒に作成し

た事実はあるか。一緒に相談し合いながら実績報告書を作成した事実はあるかどうか、単刀直入にお尋ねいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 これにつきましても、当時の複数の市の担当者に聞き取りいたしました。青森市「食」街道めぐり事業の実績報告書の提出に当たって青森駅前再開発ビル株式会社からの問い合わせがあった際は、記載方法等についてアドバイスをしたことはあるが、実績報告書を一緒に作成した記憶はないということでありました。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 一緒に作成した記憶はないというようにお話を今いただきましたが、証言の中に、手伝ってもらったという表現があったんですね。じゃあその手伝ってもらったという表現ですけれども、一緒に作成した——ちょっと再度の同じ質疑になります。一緒に作成したことはないということと間違いはないんですね。

○丸野達夫委員長 経済部長。

○堀内隆博経済部長 再度の質疑でありますけれども、聞き取りの結果は、一緒に作成した記憶はないということでした。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 はい、ありがとうございました。

ここで、ちょっと大事なことは、今回はあくまでも市の補助事業でもあります。まあ、国は国なんです。今回は市の補助事業でもあります。何度も伺ってまいりました。市としては、ビル会社の担当職員に対して、市の補助事業であるということも説明しながら、補助事業であると指導もしながら——アドバイスというお話もいただきましたが、指導もしてきたということによろしかったですね。

○丸野達夫委員長 経済部長。

○堀内隆博経済部長 当然にして、市の補助も入っていますので、指導し、アドバイスしていたことは当然だと思います。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 はい、わかりました。

指導してきたということの御答弁でしたが、続きましては、直営店についてお尋ねいたします。あと質疑が直営店について2問ありました。

平成25年1月31日のBSMモニタリング資料におきまして、具体的には23ページに記載されていたものであります。なお今後、直営店経営に伴う

在庫リスク（長期在庫、不良在庫）も考慮する必要がある。安易な在庫リスクは長期的に資金硬直化を招く恐れがあり、企業経営の重しとなる可能性がある」というように、直営店に対して結構手厳しい内容が記載されておりましたが、しかしながら、平成 24 年第 4 回定例会におけるテナントリーシングについての質問の答弁内容が、それとはちょっと逆に、収入面では新たにオープンした直営店の売り上げが寄与しているというような答弁をしておりました。何かちょっと相反する御答弁になっていたのですが、この理由はなぜか、お答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 平成 24 年第 4 回定例会における質問に対する答弁の内容についての御質疑であります。

これにつきましては、その時の資料が残っておりましたので、私どもで確認いたしました。決算見通しの質疑の中で、市が「収入面では、新たにオープンした直営店の売り上げが寄与し」と答弁しておりますが、これは、平成 24 年 4 月から 10 月までの営業実績につきまして、直営店の売り上げが増大して販売収入が増加し、そのことが同社の黒字の要因の一つであったということに答弁したものと認識しております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 最後の質疑になりますが、BSMのモニタリング資料は経済部とビル会社で共有していたという御答弁を何度か繰り返しいただきました。そうしますと、市側の答弁がこのような答弁になるのかなというような疑問が生まれてきたわけですが、直営店がオープンしてから、当時の経済部長はこの直営店を本当はどのように認識していたのか。最後の質疑ですが、BSMのモニタリング資料の内容を加味して、当時の経済部長はどのように直営店を認識していたのか、最後に教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 当時の経済部長の直営店に関する認識についての御質疑ですが、これも当時の経済部長に確認いたしました。当時、ビル会社では空き区画の解消が喫緊の課題であり、同社の経営判断のもと直営店舗を経営したが、店舗PRの不足などを要因として赤字が続いたため、経営状況やアウガ経営改善委員会からの中間報告を踏まえ、直営店としての経営を終了したものと記憶しているとのことでした。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 当時の経済部長との答弁でしたので、当時の経済部長が答えたという認識で間違いはないんですよね。

○丸野達夫委員長 経済部長。

○堀内隆博経済部長 当時の経済部長に今回聞き取りをしております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 はい、以上でございます。お時間をいただきまして、ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 これにて質疑を終了いたします。

理事者は退席していただいて結構です。

〔理事者退席〕

○丸野達夫委員長 案件の2「調査結果について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、お手元に配付しております「調査結果（委員長案）に対する意見」をごらんいただきたいと思います。

新政無所属の会会派の中村美津緒委員から、修正意見の提出がありました。内容といたしましては、調査結果（委員長案）の2ページの下から2段落目の部分なんですけれども、こちらはいわゆる結論の部分になりますが、そちらの内容を記載の内容に修正すべきであるという御意見でした。このことについての御協議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 それでは、このことにつきまして中村委員に説明を求めます。中村委員。

○中村美津緒委員 改めまして、今回の調査結果の委員長案に対しまして、修正すべきであるという私の考えを皆様にお伝えしたいと思います。

先ほども、事務局から2ページについてお話がありました。2ページの真ん中から下の、「以上のことから」というところです。ここの委員長が記載されたところを――今度私が提出した書面をごらんください。私が修正すべきと考える点は、談合とは、公共工事であれば刑法上の罪となりますが、公共工事以外の民間同士の見積もりであっても、談合という行為は一切変わらず、少数の業者間で経済性と公正性を損なう行為があったことは事実、これが談合でありますから、結論部分を次のとおり修正すべきであると考えました。そして、価格操作があったというようなお話も証言していただいておりますので、私が修正すべきであると考えるところは、「以上のことから、あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関しては、ビル会社が競争見積もりにより受注業者を決定したのではなく、談合により価格操作が行われ、受注金額が決まり、ビル会社から見積もり依頼を受けた有限会社沼田建設が当該工事を受注した」というように修正すべきであると考えました。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 ただいまの中村委員の修正案に対して、御意見等ありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 私は、委員長の案でいいと思います。なぜならばですけれども、理屈を言わないといけないと思うんですが、談合ということはこの委員会で確定できるような調査内容ではなかったと思います。疑いはあるかもしれないけれども、確定できるような状況ではないと思います。見積もり合わせがされたかどうかを確認できなかつたというのは事実ですけれども、談合というのは犯罪ですから、犯罪——ここでは民間かもしれませんが、そういったことを沼田建設に押しつけるようなことをここで決めつけていいのかということは、私はできないと思います。ですから、委員長案どおりにいきたいと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 赤木委員にお尋ねいたしますが、その見積もり合わせの事実が確認できなかつたというのは、どういったところで確認できなかつたのか教えていただけませんか。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 どういったところというか、今までの調査結果の中で、確定的なものが——尋問の中のやりとりでは、見積もり合わせをした、していない、そういう両方の議論があつて、どちらともとれるような中で確定できたような状態ではないので、それは私は、疑いがあつたとしても、確定するものではないというように認識しています。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 実際に競争見積もりが行われていなかったことが明らかになりまして、有限会社の工藤信孝証人は、民間工事だと思ったから自分の知っているところの2社に依頼した、そして価格の相談をしながら決めたというような、もうこれは明らかになっているのに、その見積もり合わせが確認できないというのがちょっと私は理解できないんですけれども、もうちょっと納得できるようなお話をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 中村委員が納得するかしないかは、中村委員の問題ですから、その辺はどう判断してくださっても結構です。ただ、私は委員長案でいくということです。

○丸野達夫委員長 私の案に対する御意見ですので、私からも発言させていただきます。

委員の皆様の多くが修正案に賛成するのであれば、もちろん私としても異論はありませんが、よほどの確定的な記録や証言がない限り、断定的な表現

は避けるべきと私も考えております。

確かに、価格の相談をしたという表現は証人からありました。しかしながら、価格の操作をしたという表現はありませんでした。あと、相見積もりをとったという表現はあったので、相見積もりはあったんでしょう。でも、談合したという表現はなかったの、そこで私は、私の案の中では、「相見積もりも依頼した可能性が極めて高い」というような表現に抑えたつもりです。そのことについては、皆さんで議論していただいて、どの表現がいいのかやっていただければと思っております。

ですので、例えば中村委員の案をとるのだとすれば、「当該工事を受注した可能性は極めて高いものとする」というようなまとめ方のほうがまだいいのかなとは思いますが、まあ、皆さんの意見で決めていきたいと思っております、いかがでしょうか。はい、木戸委員。

○木戸喜美男委員 私は、委員長このたたき台でいいのではないかと。今いろいろ説明がありましたけれども、委員長案で私はいいいと思っております。

○丸野達夫委員長 どうぞ、秋村委員。

○秋村光男委員 私は、自信がないんですけれども、結局、談合といういわゆる法律に違反するということは、これは処罰されますよね。そういう状態をこの百条委員会の中でというのは、ちょっとどうかなというように私は思っていますね。この辺については。

○丸野達夫委員長 まあ、談合はあったかもしれないけれども、それについて我々は確証を持ってないということだとは思いますが。（「確信ができない」と呼ぶ者あり）はい、中村委員。

○中村美津緒委員 なので、談合があったから処罰するという事は、私たち委員がこの場で決めるものでもありません。ただ、民間の工事であっても、談合というのはあり得るというようなこともちゃんと記載されております。なので、談合した行為というのは変わらないのも、私はこれはまた事実だと思っております。なので、報告書には、まず談合が行われていたという事実を記載すべきだということと、価格操作があったという表現を記載すべきと思っております。ただ、断言しないようにしようというのであれば、「当該工事を受注した可能性が極めて高い」というような表現に変えるのも私は考えますが、皆様のまた意見をいろいろ聞きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 私も今、皆さんの意見を聞いて、ちょっと——談合は、私もあったと思うんですね。この前の文章にも記載されているんですが、「お互い相談しあいながら見積書の作成を行いました」とか、「その際に示された金額を参考にするようにと言われて見積もりを作成した記憶はあると証言した」

と。あと、「仲のいい会社が目安となる参考金額を示しながらお願いし」とか、前の文に談合を示す発言はあるので、私は中村委員の案も考える必要はあると思うんですけども、ちょっと今言われて、これを果たして断定して載せたときにどうなるのかというのは、ちょっと私もわからないので、「断定はできないよ」と呼ぶ者あり）ただ、もう少し調整して内容を変えるということには、私は異論はないです。

○丸野達夫委員長 談合のにおいはしますけれども、証言からは談合という言葉は一切出てきていないし、「価格操作も出てない」と呼ぶ者あり）価格操作も出てないですので、そこはちょっと判断しなければいけないなと……。

まあ、まず御意見を皆さんからお伺いしたいと思います。はい、仲谷委員。

○仲谷良子委員 結果は談合かもしれないと私も考えます。ただ、この委員会の中で談合と言い切るようなことも、ちょっとそこもためられます。ですから、もうちょっと、委員長案に対してもう少し中村委員が厳しさを加えるような訂正といいますか、そういうことがあるんだったら、またそこで考えたいと思いますけれども……。（「十分厳しいんだよな、これでも」と呼ぶ者あり）

○丸野達夫委員長 まあ、私も厳しく書いたつもりではあるんです。（「相見積もりも依頼した可能性とあって、相当厳しい」）業者には厳しいでしょうね。

まあ、談合したかしなかったかは、我々が判断することではなくて、司法が判断することですので、そこは——はい、中村委員。

○中村美津緒委員 談合というのは、話し合っただけを談合というそうなんですけれども、公共事業であれば、これはもう談合罪という罪になります。でも、工藤信孝証人は、公共事業、つまり補助事業ということは知らなかったというようにちゃんと自分で証言しております。そして、相見積もりという表現がされているんですが、相見積もりというのは、同じ規格、同じ案で、用意ドンで見積もりすることを相見積もりというので、今回は、相見積もりという表現もまたちょっと違うんじゃないかなという私の考えでした。それをつけ加えさせていただいて、まあ、私は「受注した」というように書きましたが、それを、「極めて可能性が高い」とかそのような言い方に今後変えつつも、これからも、この先がまだありますので、今この場で私の意見を貫き通すというわけでもありませんが、今回、まず私の案をきょうこの場でお示しさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 そうすると、ただいま中村委員から意見を示したということですので、この意見に修正しますというような決を今とらないで、後日の協議で決めてよろしいですか。いや、きょうとれと言うならとりますけれども。（「後日でいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）後日でよろしいです

か。

じゃあ、後日この件については協議して、単語の変更をするかしないか、あわせて協議してまいりたいと思います。

引き続き、調査結果の委員長案に対する御意見がありましたら、回答様式に記載の上、事務局に提出をお願いいたします。

それでは、案件の3「その他」に入ります。

実は、調査結果がまとまったら、委員会の所見を総括としてつけ加えたいなど思っていたので、委員長案をただいま皆様のお手元に配付させていただいております。

意見がありましたらどうぞ。はい、山脇委員。

○山脇智委員 例えば、これに対しても、後から意見をという感じで……。

○丸野達夫委員長 ああ、もちろんです。4ページほどになっているので、これについてお読みいただいて、「あと2回、こういう検討をやる時間があるわけでしょう」と呼ぶ者あり) そうです。だから、その中で直してくださいということです。あくまでも私のたたき台ですので、直すのは全然構いません。

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

その他、皆様から何かありますか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 野呂和生氏から診断書は出されているのでしょうか。調査期限の問題もあるので、まずちょっとお聞きしたいと思います。

○丸野達夫委員長 議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 事務局におきまして、今週の月曜日に一応確認がとれたんですけども、現在の状況といたしましては、ちょうど本日病院を受診する予定だそうです。それで、おおよその検査結果が出るので、本日、お医者さんから診断書を発行してもらえる予定になっているということでしたので、その言葉どおりに順調に進むとすれば、次回の委員会では、診断書の取り扱いについて御協議いただける環境が整うのではないかなとは考えておりました。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 まあ、その話を信用しないというわけでは全くないんですけども、今まで何回も、次の委員会まで、次の委員会までとなっていて、ここまで長くなってしまったということもあって、沼田建設さんに以前文書による提出を求めた時には、期限を決めて、なおかつ忙しいという理由を認めないということで、出されなければこちらとしても対応を考えるという措置をとりました。その中で、今回の証人喚問に関しては、こちらから出して取り下げたんですが、やはり重病ということで幾つも病気を抱えているという説明も

あって、診断書がなかったけれども、やはり人道的な観点から後から提出するという形でもいいのではないかと私も思って認めたんですけれども、やはりこのようにずっと出されないと、今期限を決めないと、このままやむやになってしまえば以前とった対応とやはりそごも出てきます。本日出される分には何の問題もないんですけれども、きょう、できれば提出期限を、例えば次の委員会までとか決めて対応する必要もあると私は思うので、少し協議していただきたいと思うんですが。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 事務局に確認したいんですが、おくれる理由というのは何か聞いていますか。あれば話ししてもらえませんか。

○丸野達夫委員長 議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 事務局で確認した内容といたしましては、いわゆる最終的な検査結果が出ないので、先生が診断書を書けないという状況だということには聞いておりました。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ということは、先ほどの齋藤議事調査課長の話だと、きょう検査結果が出て、それだからもらえるというような言い方をされたので、まあそこは信じる必要があると思うので、一応そういう状況であれば、次の委員会までもう1回待ってもいいのかなと思います。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 ただ、ちょっと期限も大分迫っているということもありますし、あと、何か聞いた話によると、診断の途中でも、医者に言えば診断書というものはきちんと出してもらえるというお話を専門の人からも聞いているので、最後まで全部検査が終わらないとその診断書が出せないということでもないというか——この前相撲で暴行事件があった際も、途中で診断書が出されて、その後また別の診断書、訂正したものが出されるという対応もあったので、やはりまずは、きちんと判断するためにも、まず診断書がないと判断ができないので、この間ずっと延ばしてきましたけれども、やはり今期限を決める必要が最低限あるのかなと私は思っています。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 先ほどの齋藤議事調査課長からの話だと、きょう病院に行くという話がありましたが、今の赤木委員の話ですと、きょう検査結果が出るという話で、どちらが正しくて——きょう検査結果が出るということでしょうか。どちらが……。

○丸野達夫委員長 議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 私が確認した際には、まず本日病院を受診すると。

そして、検査結果を踏まえて、本日診断書を交付してもらえる予定に一応なっている。その2点です。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 期限を決めた結果、きょう出される分には何の問題もないので、やはりこれまでの対応の一貫性を考えると——今回、もう2回延ばしてきたということもあります。私も、病気だということでそれも認めざるを得ないのかなと思って、提案した側で取り下げをして延期してきたんですけども、やはり、もうあと残された回数も少ないですし、それについてきちんと考えるというのであれば、やはりきょう、まあ出される分には何の問題もないので、次の委員会までというように期限を決める必要があるという提案をしたいと思います。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 次の委員会までに提出するのではなくて、きょう病院で出してくれるという予定なのであれば、きょうかあした中というぐらいまで、早急に出せというように要請するべきだと思います。

それと、病名をただ書いてくれるだけの診断書だったら何も意味がないので、これこれの病気で、これこれの症状で、証人喚問ができるとかできないとか、そこまで踏み込んだ診断書にしていただけならばと思います。

○丸野達夫委員長 ほかに御意見ありますか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 期日を定めた場合——私も藤原委員のお話と同じ意見なんですけど、きょう病院に行くというお約束を事務局のほうにされたというのであれば、もしその診断書がきょういっていなければ、この百条委員会におけるそういった処罰とかというものはあるものなんでしょうか。それをちょっと議会事務局にお尋ねしたいと思いますが。（「ないだろう」と呼ぶ者あり）

○丸野達夫委員長 議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 処罰というものはないです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 やはり、ちょっとないのであれば、もうちょっと約束事をしっかりとすべきだと私は思います。1月の時も、ぎりぎり2日前に、今患っている持病が悪化して来られないというようなお話もありましたので、やはり期日を決めて、約束事を守っていただかないといけないと思います。私も、期日をきちんと、きょう、あしたに提出する約束事をすべきだと思います。

以上です。

○丸野達夫委員長 どうしますか。期日を決めますか——はい、仲谷委員。

○仲谷良子委員 私は、入院していたのかなと最初ちょっと思ったんですけど

れども、そうではなくて、自宅療養をしていたということなんですね。ちょっとお伺いいたします。

○丸野達夫委員長 議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 私が確認している内容でいきますと、あくまでも通院しているというように確認しております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 仲谷委員、よろしいですか。

○仲谷良子委員 わかりました。通院ですから、自宅療養ということになると思いますけれども、どんな症状かというのは、やはり耐えられるかどうか、喚問に耐えられるかどうかということは私どもが知りたいところです。ですから、やはりきちんとした診断書を求めるという藤原委員が発言したことに対して、私は賛成です。

○丸野達夫委員長 診断書を求めることについては、全員が一致して賛成しているので、それは問題はないと思います。あとは、期日を決めるかどうかだと思います。仮に決めても、出さない場合はどうにもできない……、そこが問題ですけれども——赤木委員。

○赤木長義委員 だから、早く出せという話で言うていくしかなくて、期限を決めて——何も罰則がなくて、わざわざ決めなくてもいいでしょう。とにかく早く出せという話だけでしょう、結論は。早く出せばいいわけですよ。

○丸野達夫委員長 きょう出すと言っているらしいので、「きょうになるかどうか」と呼ぶ者あり)きょう、あすという話です。まあ、期日を決めてもいいですけども、どうしますか。

まあ、次回の委員会までに出してくださいという……、結局、あした出しても次回の委員会にしかかけられないので。「委員会の当日出されても困る」と呼ぶ者あり)まあそうですね。次回の委員会の前日前までに、極めて早い段階で出してくださいという依頼でよろしいですか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 何の処罰もないというような話になっていますけれども、あくまでも重病で、だから証人喚問の議決をしたけれども取り下げるという対応、一旦取り消しにすると。それで、その診断書がないのであれば、やはり診断書が出されなければ、もう1回喚問する必要があるとかそういう議論だっであり得るわけでしょう。だからやはり、それは期限が——もうこの委員会は、延長がなければ終了しますよね。終了することを考えれば、仮に証人喚問するとなっても、もう残された日はほとんどないので、そういうことであれば、きょうあすでなくても、委員会の前々日、前日までとか、やはり何らか期限を区切って対応するということが最低限の対応だと私は思うんですけどもね。

○丸野達夫委員長 次回の委員会にしか諮れないので、じゃあ次回の委員会

の段階で診断書がなければ、その対応を委員会として考えるということによろしいですか。証人喚問も含めて考えるということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長　じゃあそのように諮りたいと思います。

その他ありますか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員　私から最後なんですけれども、これからも調査結果を、委員長案に基づきましていろんな意見の修正すべきところを話し合っって議論していくと思うんですが、お願いしていた弁護士さんの意見等も、こういう場合は聞くこともできるのかどうかということをやちょっとお尋ねしたいと思っておりました。このような先ほどの私の書き方も、談合というキーワード、価格操作というキーワード、ちょっと私たちが判断しかねるところを、弁護士さんの意見も聞くということは可能かどうかということをやちょっとお尋ねしたいと思いましたが、お願いいたします。

○丸野達夫委員長　今のところ、それをするつもりは私はないですね。委員会としての意見ですので。あくまでも弁護士さんを雇用したのは、証人の人権を守るために雇用したという目的がありますので、委員会は委員会としての所見をまとめていきたいと思っております。（「異議なし」と呼ぶ者あり）はい、中村委員。

○中村美津緒委員　わかりました。ありがとうございました。

あと、今現在、今回まで百条委員会で支出してきた金額というものは、もうある程度出ているんでしょうか。

○丸野達夫委員長　それは出ていますよね。はい、議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長　概算では、30万円前後になっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長　ほかにありますか。はい、秋村委員。

○秋村光男委員　これは、ちょっとどうなのかわかりませんが、診断書というものは、これは主治医からとるんでしょう。診断書を出していただきというのは、病気している本人、病人じゃなくて、その病人を見ている主治医に出していただきって言って出すんじゃないんですか。

○丸野達夫委員長　そうですね。でも、病人が主治医にお伺いするんじゃないんですか。

○秋村光男委員　それで、その主治医に請求できる人は、本人でなければできないということでもない……、（「わからないです」と呼ぶ者あり）本人でなければできないんですか。

○丸野達夫委員長　病気は個人情報なので。多分——だから、途中経過であれば、何々症でなくても、何々症の疑いとかというような表現にはなるんじゃないのかなとは思いますがけれども。

○秋村光男委員 そうすると、診断書を出していただけるのは、あくまでも本人が医師に対して要求するという以外にはないんですかね。

○丸野達夫委員長 そうだと思いますが……、ちょっとそこはわからないですけれども、済みません、答えられません。（「いえいえ、済みません」と呼ぶ者あり）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 事務局からありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 なければ、次回のアウガ問題調査特別委員会の開催は、2月15日午前10時からとなりますので、よろしくお願ひします。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも所期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

（ 会 議 終 了 ）